

中小企業等経営強化法（生産性向上特別措置法）に基づく支援措置

市から「先端設備等導入計画」の認定を受け、生産性を高めるための設備を取得した場合は、税制や金融などの支援措置を受けることができます。

対象者

中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者で先端設備等導入計画の認定(労働生産性3%以上向上、下関市導入促進基本計画に合致)を受けた者【支援②のみ対象】

資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く）【支援①②対象】

(例) 製造業、情報処理サービス業
資本金額 3億円以下 又は
従業員 300人以下

支援①

取得設備の固定資産税課税標準を3年間ゼロに軽減

支援②

計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証）

固定資産税優遇の対象要件

対象地域	下関市内全域
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備【減価償却資産の種類(最低取得価額/販売開始時期)】 <ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内) ◆構築物(120万円以上/14年以内) ◆事業用家屋(300万円以上の先端設備とともに取得又は建設されたもの)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないこと

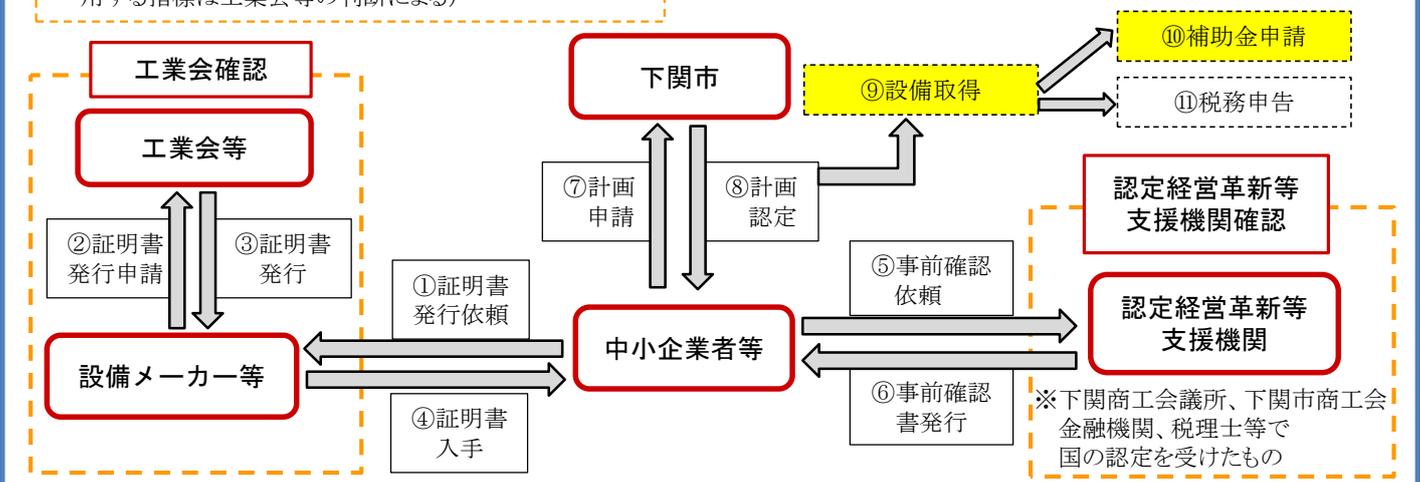
固定資産税の特例について（スキーム図）

【工業会確認内容】

- 一定期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていることの確認(同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)

【認定経営革新等支援機関の確認】

- 家屋を含む先端設備等導入計画記載の直接事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するか
- 家屋の内外に300万円以上の先端設備が設置されているか



申請先：下関市 産業振興部 産業立地・就業支援課（〒750-0006 下関市南部町 21-19 下関商工会館 4F）

電話：083-231-1357

E-mail：kigyo-s@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

先端設備等導入支援事業費補助金

1事業者あたり
補助額最大
100万円

1 概要

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、積極的な投資を行う中小企業者の先端設備等の導入に要する費用の一部を補助します。

2 対象者

市から先端設備等導入計画（以下「計画」という。）の認定を受けた中小企業者

3 対象事業

市から計画（変更を含む）の認定を受け、以下の対象設備を期間内に取得する事業

・対象設備：①1台の取得価額が**300万円以上**

②**工業会証明書**の発行を受ける設備

※リース契約に基づく設備、中古設備は対象外。

※下関市中小企業経営革新事業費補助金との重複受給はできません。

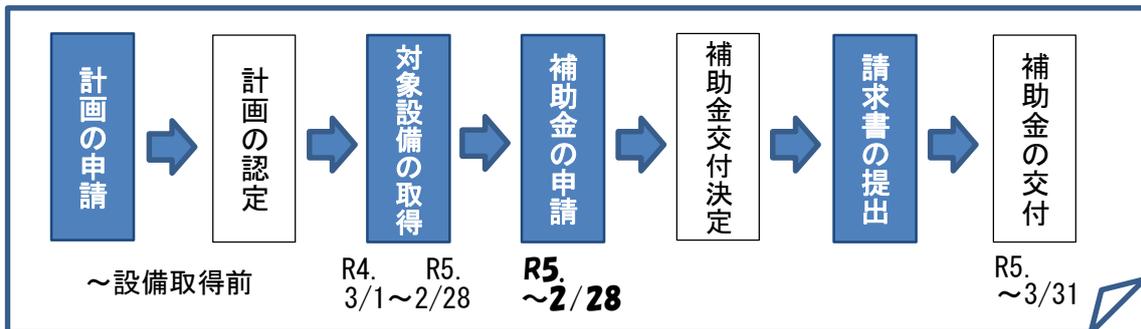
・取得期間：**令和4年3月1日～令和5年2月28日**

4 補助金の額

補助対象経費	補助額	補助限度額
・設備購入費 ・据付工事費 ※解体撤去費・消費税相当額は対象外です。	補助対象経費の 1/10 ※1,000円未満切り捨て	1事業者あたり 100万円 ※限度額には、令和3年度の交付額を含みます。

5 補助金交付までの流れ

・補助金の申請期限：**令和5年2月28日まで(必着)**



6 お問い合わせ

下関市役所産業振興部産業立地・就業支援課

〒750-0006 下関市南部町2-1-9

TEL：083-231-1357

Mail:kigyo-s@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※詳しくは、下関市ホームページをご確認ください。

計画について



補助金について

